

東大和市選挙管理委員会告示第19号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項による東大和市における選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月1日

東大和市選挙管理委員会

記

- 1 選挙権を有する者の6分の1の数 11,932人